

## 航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 航空移動業務の無線局の落成後の検査に関する次の記述のうち、電波法（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、電波の型式、周波数及び空中線電力、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、電波の型式、周波数及び空中線電力、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに計器及び予備品について検査を受けなければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数について検査を受けなければならない。

A-2 航空移動業務の無線局の主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者（以下2、3及び4において「主任無線従事者」という。）として選任された者であってその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 無線局の主任無線従事者として選任の届出がされた主任無線従事者は、主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施する等無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 3 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人は、主任無線従事者としてその選任の届出をした主任無線従事者に毎年1回無線設備の操作及び運用に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- 4 無線局の主任無線従事者として選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者がその職務を行うために必要であると認めてする指示に従わなければならない。

A-3 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 A は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 B については、この限りでない。

- | A                  | B               |
|--------------------|-----------------|
| 1 電波の型式及び周波数       | 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |
| 2 電波の型式、周波数及び空中線電力 | 遭難通信            |
| 3 電波の型式、周波数及び空中線電力 | 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |
| 4 電波の型式及び周波数       | 遭難通信            |

A-4 次の記述は、航空機局の運用について述べたものである。電波法（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空機局の運用は、その航空機の  A  に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信をいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 航空局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、 B  ことができる。
- ③ 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、 C  又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 航行中及び航行の準備中	その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める	通信の順序若しくは時刻
2 航行中	その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める	電波の規正
3 航行中	その運用の停止を命ずる	通信の順序若しくは時刻
4 航行中及び航行の準備中	その運用の停止を命ずる	電波の規正

A-5 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信を行うときは、暗語を使用してはならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A-6 次の記述は、航空移動業務の無線局の無線電話通信における呼出し及び呼出しの反復について述べたものである。無線局運用規則（第20条、第18条、第154条の2及び第154条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しは、 A  を順次送信して行うものとする。
- ② 航空機局は、 B  に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも  C  を置かなければ、呼出しを反復してはならない。

A	B	C
1 (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) こちらは (3) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 1回 3回以下	航空局及び他の航空機局 10秒間の間隔
2 (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 3回以下	航空局 10秒間の間隔
3 (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 3回以下	航空局及び他の航空機局 1分間の間隔
4 (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) こちらは (3) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 1回 3回以下	航空局 1分間の間隔

A-7 航空移動業務の無線局は、無線電話通信において、自局に対する呼出しを受信した場合に呼出局の呼出符号又は呼出名称が不確実であるときは、どうしなければならないか。無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 応答事項のうち、「こちらは」及び自局の呼出符号又は呼出名称を送信して、直ちに応答しなければならない。
- 2 応答事項のうち、相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 応答事項のうち、相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号又は呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。

A-8 義務航空機局の運用を中止しようとするときはどのようにしなければならないか。無線局運用規則（第148条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 責任航空局又は交通情報航空局に対し、その旨及び再開の予定時刻を通知しなければならない。その予定時刻を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 通信可能な範囲内にあるすべての航空局に対し、その旨及び再開の予定時刻を通知しなければならない。
- 3 責任航空局から指示されている周波数の電波により、すべての航空局及び航空機局に対し、その旨及び理由並びに再開の予定時刻を通知しなければならない。
- 4 当該航空機局のある航空機が航行する区域にあるすべての責任航空局に対し、その旨及び理由並びに再開の予定時刻を通知しなければならない。

A-9 次の記述は、121.5MHzの電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第153条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

121.5MHzの電波の使用は、次に掲げる場合に限る。

- (1)  A の航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、 B が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。
- (2) 捜索救難に従事する航空機の航空機局と遭難している船舶の船舶局との間に通信を行うとき。
- (3) 航空機局相互間又はこれらの無線局と航空局若しくは船舶局との間に共同の捜索救難のための呼出し、応答又は C の送信を行うとき。
- (4) 121.5MHz以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。
- (5) 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合を除くほか、急を要する通信を行うとき。

A	B	C
1 急迫の危険状態にある航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	通報
2 航行中又は航行の準備中の航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	準備信号
3 航行中又は航行の準備中の航空機	通常使用する電波	通報
4 急迫の危険状態にある航空機	通常使用する電波	準備信号

A-10 航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第176条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 直ちに航空交通管制の機関に緊急の事態の状況を通知すること。
- 2 緊急の事態にある航空機を運行する者に緊急の事態の状況を通知すること。
- 3 必要に応じ、当該緊急通信の宰領を行うこと。
- 4 通信可能な範囲内にある航空機局に緊急の事態の状況を通知すること。

A-11 次の記述は、遭難航空機局が遭難通信に使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第168条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難航空機局が遭難通信に使用する電波は、 **A** 又は交通情報航空局から指示されている電波がある場合にあつては当該電波、その他の場合にあつては航空機局と航空局との間の通信に使用するためにあらかじめ定められている電波とする。ただし、当該電波によることができないか又は不適當であるときは、この限りでない。
- ② ①の電波は、遭難通信の開始後において、 **B** に限り、変更することができる。この場合においては、できる限り、当該電波の変更についての送信を行わなければならない。
- ③ 遭難航空機局は、①の電波を使用して遭難通信を行うほか、 **C** を使用して遭難通信を行うことができる。

A	B	C
1 責任航空局	航空局が必要と認める場合	F 3 E 電波 1 5 6 . 6 5 MHz
2 責任航空局	救助を受けるため必要と認められる場合	F 3 E 電波 1 5 6 . 8 MHz
3 正常運航に関する通信を行う航空局	救助を受けるため必要と認められる場合	F 3 E 電波 1 5 6 . 6 5 MHz
4 正常運航に関する通信を行う航空局	航空局が必要と認める場合	F 3 E 電波 1 5 6 . 8 MHz

A-12 次の記述は、遭難通信の取扱いをしなかった場合等の罰則について述べたものである。電波法（第105条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ①  **A** が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、 **B** に処する。
- ② 遭難通信の取扱いを妨害した者も、①と同様とする。

A	B
1 無線通信の業務に従事する者	1年以上10年以下の懲役
2 免許人及び無線従事者	1年以上の有期懲役
3 免許人及び無線従事者	1年以上10年以下の懲役
4 無線通信の業務に従事する者	1年以上の有期懲役

A-13 航空移動業務の無線局の免許状及び無線従事者免許証に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下3において同じ。）に返納しなければならない。
- 3 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、その変更を生じた日から10日以内に、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
  - (1) 免許証
  - (2) 写真1枚
  - (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類
- 4 航空機局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。

A-14 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、 A の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な B で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の C 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の C は、特に注意して選定しなければならない。

A	B	C
1 識別表示のない信号	最小限の電力	位置
2 識別表示のない信号	十分な電力	無線設備
3 無線通信規則に定めのない略語	最小限の電力	無線設備
4 無線通信規則に定めのない略語	十分な電力	位置

B-1 次の記述は、航空機局の開設の手続について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

ア に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
- (5)  イ 及び空中線電力 (6) 希望する ウ
- (7) 無線設備の工事設計及び エ (8) 運用開始の予定期日
- (9) その航空機に関する次の(イ)から(ト)までの事項
  - (イ)  オ (ロ) 用途 (ハ) 型式 (ニ) 航行区域 (ホ) 定置場 (ヘ) 登録記号
  - (ト) 航空法第60条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機であるときは、その旨

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 1 航空機局を開設しようとする者は、届書 | 2 航空機局の免許を受けようとする者は、申請書 |
| 3 電波の型式並びに希望する周波数の範囲 | 4 電波の型式、周波数             |
| 5 運用許容時間             | 6 運用義務時間                |
| 7 工事着手の予定期日          | 8 工事落成の予定期日             |
| 9 航空機を運行する者          | 10 航空機の所有者              |

B-2 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）及び無線設備規則（第5条から第7条まで及び第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信設備に使用する電波の ア 電波の質は、総務省令で定める送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差、発射電波に許容される イ の値及び ウ の強度の許容値に適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて エ を与えるものであってはならない。
- ③ ②に規定する副次的に発する電波が エ を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が オ 以下でなければならない。
- ④ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波の限度）の規定において、③にかかわらず別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。

- |                          |                         |
|--------------------------|-------------------------|
| 1 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等      | 2 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等 |
| 3 占有周波数帯幅                | 4 必要周波数帯幅               |
| 5 寄生発射又は帯域外発射            | 6 スプリアス発射又は不要発射         |
| 7 電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障 | 8 他の無線設備の機能に支障          |
| 9 4ナノワット                 | 10 40ナノワット              |

**B-3** 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ア 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- イ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ウ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- エ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、無線通信（特定の周波数を使用して暗語により行われるものに限る。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- オ 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**B-4** 遭難通報等を受信した航空局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第171条の3）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 航空局は、自局を宛先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに応答しなければならない。
- イ 航空局は、自局以外の無線局（海上移動業務の無線局を除く。）を宛先として送信された遭難通報を受信した場合において、これに対する当該無線局の応答が認められないときは、当該無線局が応答することができるように、その応答をしばらく遅らせるものとする。
- ウ 航空局は、宛先を特定しない遭難通報を受信したときは、遅滞なく、これに応答しなければならない。ただし、他の無線局が既に応答した場合にあっては、この限りでない。
- エ 航空局は、遭難通報に応答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。
- オ 航空局は、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを航空交通管制の機関、海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。

**B-5** 次に掲げる場合のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができるときに該当するものを**1**、これに該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた無線局の免許人が、その指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- イ 無線局の免許人が検査の結果について指示を受け相当な措置をしたときに、当該免許人から総務大臣に対し、その旨の報告があったとき。
- ウ 総務大臣が電波法第72条（電波の発射の停止）の規定により、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。
- エ 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- オ 総務大臣が電波法第71条の5（技術基準適合命令）の規定により、その無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する免許人に対し、当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき。

**B-6** 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際通信を行う義務航空機局に備付けを要するものを**1**、これに備付けを要しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線従事者選解任届の写し
- イ 電波法及びこれに基づく命令の集録
- ウ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- エ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続
- オ 免許状